

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

香川県知事 池田豊人 殿

提出者

住 所 香川県三豊市詫間町詫間337番地5

氏 名 株式会社ゼファロス

代表取締役 森公三

電話番号 0875-83-5944



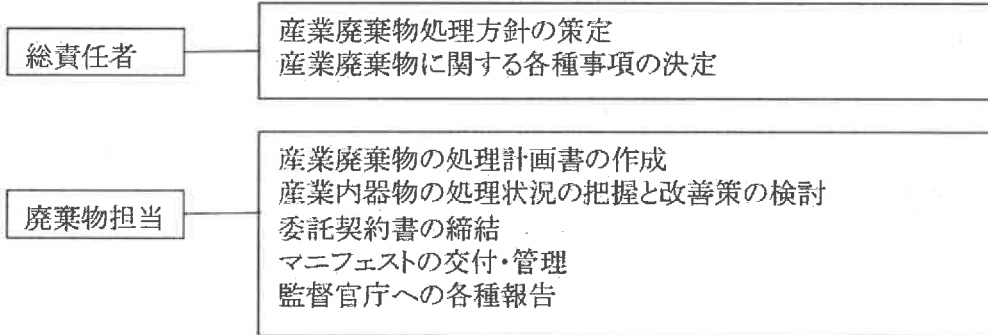
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	香川県内の各現場
事業場の所在地	香川県内の各現場
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	資本金 2000万円 売上高(前期) 120,000万円
③ 従業員数	49人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別途

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
		排出量	8.11	0.01	0	3.99	1,467.81	1,797.46	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥				
	0	0.34	7.00	0.52	2.00				
(これまで実施した取組) 元請としての解体工事の件数の減少により排出量が減少した。									
		【目標】							単位:t
②計画	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	10.00	5.00	2.00	10.00	1,300.00	15,000.00	5.00	
	10.00	20.00	20.00	1.00	100.00				
(今後実施する予定の取組) 解体工事にあたり、現場にて産業廃棄物の分別化を図る旨を従業員に再度徹底し、処分場にて更なる分別化を行うことで、リサイクル率の向上に努める。 また、安定型品目の混合廃棄物については自社選別施設にて選別することで更なるリサイクル化に努める。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体工事にあたり、各現場にて分別化を図る旨を従業員に徹底している。 前年度に引き続き、木くずは付着物を除きマテリアルリサイクルとして再利用に、建設廃材の混合廃棄物については選別施設にて選別後、金属くずは売却、がれき類は自社プラントでリサイクルの向上に努めている。 分別後の木くず・紙くず・繊維くず・廃プラについてはサーマルリサイクルとして他社に委託している。(二酸化炭素が出てしまうのがデメリットとなるので気になります。)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記①現状の徹底を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1.25	0	0	0	0	51.21	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0	0	0	0			
(これまでに実施した取組) 木くず・がれき類ともに再生利用業者への委託を積極的に行う。 がれき類については三豊市内より他市町での排出が多いため、自社以外の再生利用業者への委託が増加した。								
②計画	【目標】							単位:t
	(これまでに実施した取組)を前提としての自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	8.50	0	0	0	0	750.00	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0	0	0	0			
(今後実施する予定の取組) 自社処分率の向上と、更なるリサイクル率の向上を図る。								
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5.83	0.00	0	0	3.24	0	0
	0	0	0	0	0			
	0	0	0	0	0			
(これまでに実施した取組) 当社には熱回収施設はない。減量は焼却処分によるものである。								
②計画	【目標】							単位:t
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1.28	4.25	1.70	0	55.25	0	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0	0	0	0			
	0.01	0	0	0	0			
(今後実施する予定の取組) 熱回収施設を持つ予定はない。								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0	0	0	0			
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							単位:t
	(これまでに実施した取組)元請としての解	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0	0	0	0			
(今後実施する予定の取組)								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	2.28	0.00	0	3.99	0.57	1,746.25	0
	優良認定処理業者への処理委託量	1.03	0.00	0	0	0.57	0	0
	再生利用業者への処理委託	1.25	0	0	0	0	1,746.25	0
	認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	0	0.34	7.00	0.52	2.00			
	0	0	7.00	0	0			
0	0.34	0	0	2.00				
0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0				
(これまでに実施した取組)								
木くずの一部と紙くず、混合廃棄物は自社焼却処分の燃え殻を、廃石膏ボードは自社破碎選別処分後の燃え殻と陶磁器くずを管理型埋立しているもので、現状では再生委託はおこなっていない。 がれき類についての再生利用業者以外への委託は当社選別施設での処理後の埋立処分によるものであり、それ以外は再生利用業者への委託である。								

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	がれき類	単位:t ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	0.23	0.75	0.30	10.00	1,244.75	14,250.00	5.00
	優良認定処理業者への処理	0.23	0.75	0.30	0	1,244.75	0	5.00
	再生利用業者への処理委託	0	0	0	0	0	13,680.00	0
	認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード	金属くず	燃え殻	水銀使用製品	汚泥			
	9.99	20.00	20.00	1.00	100.00			
	9.99	0	20.00	0	0			
	0	20.00	0	0	100.00			
	0	0	0	0	0			
	0	0	0	0	0			
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>木くずは自社処分のうち、焼却処分を減らし、破碎処分を増やすことで、リサイクル率を高める。廃プラスチック類は当社破碎処理後、再生可能な廃プラスチックは再生委託している。今後、委託率を高めたい。</p> <p>がれき類は、解体工事の段階で分別化を図り、自社選別施設の処理によりリサイクル率を高めることで埋立処分の減量化を図り、自社処分を含め再生利用業者への委託率を高める。</p>								
※事務処理欄								

(別添)

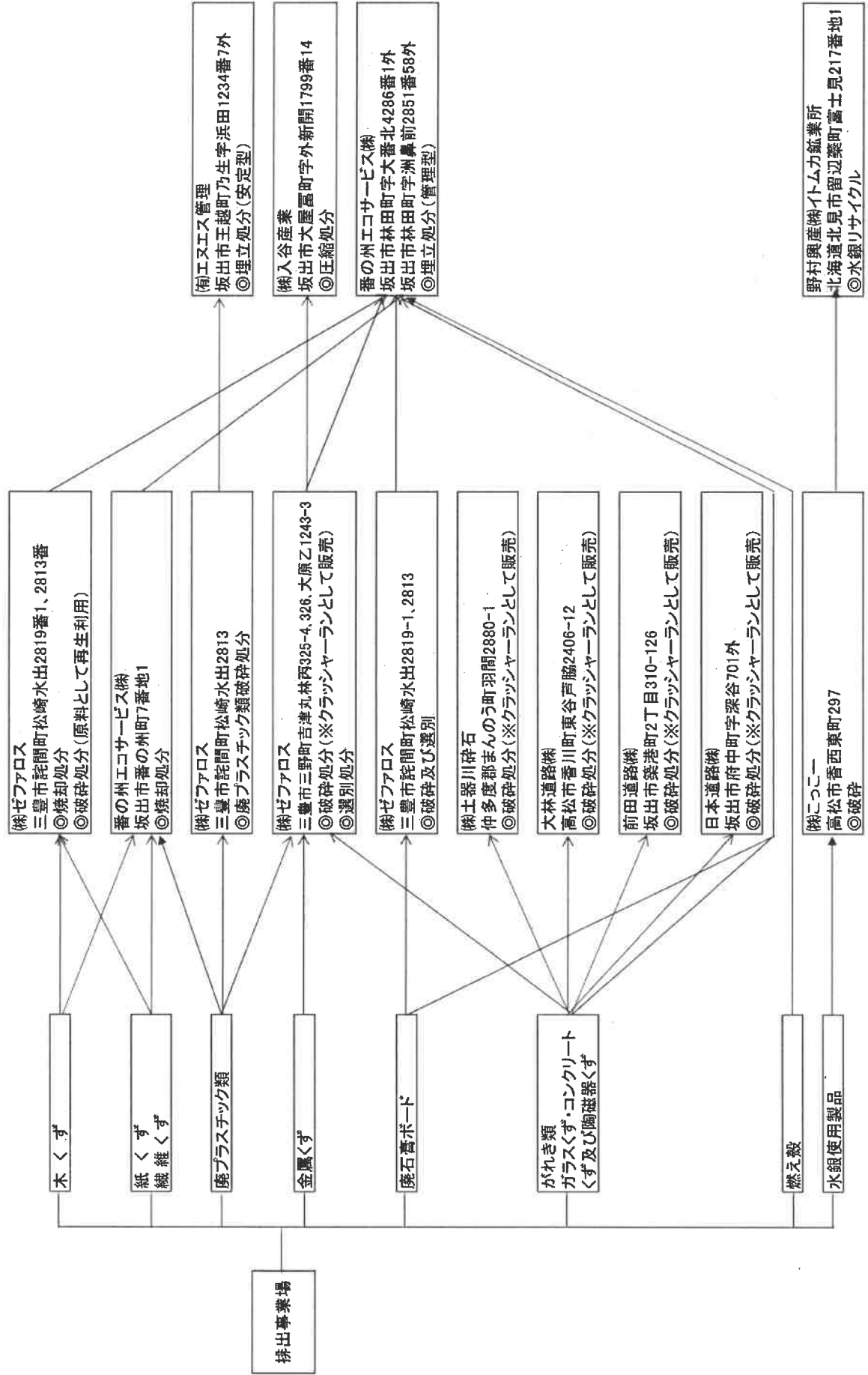
④産業廃棄物の一連の処理の工程

〔排出事業者
排出場所〕

(産業廃棄物の種類)

(中間処分先)

(最終処分先)



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

